

《論文》

保育者養成課程における  
相談援助科目「保育相談支援」の課題

～「保育相談支援」の統合化がなぜ困難になったのか～

角野 雅彦

# 保育者養成課程における 相談援助科目「保育相談支援」の課題 ～「保育相談支援」の統合化がなぜ困難になったのか～

角野 雅彦

和文抄録：「保育相談支援」は、大学・短期大学などの保育者養成課程（幼稚園教員・保育士）に設置された必修科目の一つである。だが日本では、幼稚園と保育所の設置理念と発展経緯の違いから、相談支援の内容や対応が異なる。たとえば教育機関である幼稚園は、発達や学習の到達度、友人関係などを指導助言することが主で、保護者の精神疾患や貧困など、深刻な理由を背景とする相談支援は想定していなかった。一方、福祉施設である保育所は、さまざまな公的支援を必要とする家庭とその親を支えてきた長い経験を有している。所轄する文部科学省と厚生労働省の間でも「保育相談支援」の認識において隔たりがある。平成30年度以降の保育者養成課程（幼稚園教員・保育士）のカリキュラム改正によって現在の「保育相談支援」は閉講となり、それぞれの課程で新科目が開設される可能性が高い。統合化が困難になった諸事情については今後も議論の余地がある。

キーワード：保育相談支援、幼稚園、保育所、保育者養成課程、カリキュラム改正

## はじめに

幼稚園教諭免許、保育士資格を取得する際の必修科目に「保育相談支援」がある。平成29年度時点では両免許資格に共通の必修であり、両方の取得を希望する場合でも共通開設「保育相談支援」を修得すればよい。だが30年度幼稚園教員（教職課程再課程認定）、翌31年度保育士養成課程のカリキュラム改正により、それ以降はこれまでの科目統合が難しくなる見通しである。そうすると養成校では幼稚園と保育士、つまり「幼児理解と教育相談」「子育て支援」に対応する科目をそれぞれ別個に開設せざるを得ず、学生も幼児同時取得のためには両方の単位を修得しなくてはならない。

科目統合が困難な理由は、文部科学省と厚生労働省が望ましいとする教授内容に隔たりがあるからである。両者が管轄する施設の設置理念と歴史の違いから、保護者イメージや支援のための方法論で相違が大きい。小中高同様の教育機関である幼稚園と児童福祉施設として位置づけられてきた保育所では「相談」の意味するところが違う。

しかしながら、保護者に対する相談支援そのものは幼保を問わず引き続き保育者の主要業務の一つとされるので、幼保養成課程の新カリキュラムに同内容を含む科目が存続するのは間違いない。したがって担当する教員は、幼稚園教諭と保育士養成のカリキュラム変更に伴ういくつかの問題点や課題、そして矛盾を感じつつも、幼児理解と教育相談、子育て支援に関する理論と方法などについて教授することが求められる。

本稿ではまず、保育相談支援を教授するにあたり、教員が押さえておくべく現代に至るまでの幼稚園と保育所の相談支援の実際、子育て支援に対する考え方の違いなどについて述べる。次にそれを視座として、平成30

年度以降の幼保養成校カリキュラム改革で科目「保育相談支援」の統合化がなぜ困難になったのかを考える。最後に授業法として、まだ若い受講生が保護者理解と共感性を高める上で効果的な「事例検討法」を提案する。

## 1. 相談援助科目「保育相談支援」カリキュラム設置の経緯

### 1) 戦前の保育相談

幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省が管轄するという幼保二元体制が長く続いてきたわが国では、そもそも幼稚園と保育所の成り立ちと設置理念が大きく異なっている。幼稚園が養護的要素を含まない「学校」として創設されたのに対して、保育所は、貧民救済のための社会事業として始まり、戦前は「託児所」と呼ばれており、戦後は、1947（昭和22）年に制定された「児童福祉法」に基づき、児童福祉施設として位置づけられた。このことは相談支援の対象と観点、方法論の違いとなって今に至っている。

1876（明治9）年、わが国最初の幼稚園として東京女子師範学校附属幼稚園が創設された。しかし、通園するのは裕福な家庭の幼児に限られ、保育内容もフレーベル恩物を中心とする欧米の幼児教育を模倣したもので、庶民には敷居の高い教育機関だった。そこで文部省は1882（明治15）年以降、幼稚園編成を簡易化して養護的要素を加えた「簡易幼稚園」<sup>1)</sup>の設置を奨励し、幼稚園教育の大衆化と普及を目指すのが、労働者階級に浸透することはなかった。

日本における最初の保育所は、1890（明治23）年、赤沢鍾美と妻の仲が経営する新潟静修学校内に設けた託児施設であるとされている<sup>2)</sup>。この施設は新潟静修学校に通う貧しい子どもたちが連れてくる小さな子ども（弟や妹）を授業が終わるまで預かり、楽しく遊ばせながら保育したことから出発した。赤沢夫妻のこうした取り組みは、貧困のため共働きせざるを得ない家庭の保護者に大変支持された結果、「守孤扶独幼稚児保護会」という名称の保育事業として発展していった。幼稚園にはない子育て支援の側面が充実していたことがその背景にある。同年、鳥取で寛雄平<sup>3)</sup>も繁忙期の農家の子どものために、遊具や保育室が整備された「農繁期託児所」を開設している。

当時、農村の貧しい地域だけでなく、都市でも託児所の必要性は増していた。その理由は、産業革命による工業化の進展によって、農村から大量の移民が流入し婦人労働者や貧困層が拡大したからである。こうした状況で、1894（明治27）年に、東京紡績株式会社は「企業内託児所」を付設、1896（明治29）年には、福岡県に三井炭坑託児所が開設された。

明治後期になると富裕層と貧困層の格差はさらに拡大し、スラム化した地域が増え始め、劣悪な環境におかれた子どもを保護し養育するための託児施設が一部の篤志家らによって次々と創設された。その代表的なものとして、野口幽香、森島峰によって1900（明治33）年開設の「二葉幼稚園」<sup>4)</sup>がある。二葉幼稚園の保育課程は当時の幼稚園を踏襲しつつも、恩物は使用せず、日常生活習慣の獲得や園外保育、遊びを中心としたものだった。保育時間も1日7時間と長く、そのため、文部省の示す幼稚園の基準に当てはまらなくなり、1915（大正4）年に「二葉保育園」に改称した。

これらの施設では、教育というよりも正しい生活習慣や優しい道徳的な振る舞いを身につけることが優先された。そして保育者は子育ての余裕のない保護者に家庭養育の指導をし、粘り強く相談支援を行うことで、子どもと保護者の生活環境改善に努力しなければならなかった。

第一次世界大戦後、工場労働者と共働き家庭の数はさらに増加し、貧富の差がますます広がった。これに大正デモクラシーの風潮が重なったことから各地で労働運動が激化し、とりわけ1918（大正7）年の米騒動が起こったことが、政府に福祉政策の拡大を余儀なくさせたといえる。

その一環として、政府は1919（大正8）年に大阪市、1920（大正9）年に京都市、そして1921（大正10）年には、東京市にも公立託児所を開設した。そして同年、「東京市託児保育規定」も制定施行されている。これは託児所の教育機能の充実を目指したもので、託児所の子どもは、幼稚園の教育課程に準じて行われるようになった。

同規定では、対象児童は生後6ヶ月から小学校就学前、保育時間は早朝6時から午後6時まで、保育内容は保育4項目「遊戯、唱歌、談話、手技」が定められている。しかし、幼稚園の教育課程に準ずることは、必ずしも貧困家庭の子どもの生活実態にあったものとはいえず、それよりも生命の保持や生活習慣の獲得、自由遊びの重視等が託児所保育には求められていた。そこで1934（昭和9）年の改訂では、幼稚園の教育課程への準拠を取りやめ「生活訓練」「性格教育」「健康増進」「その他託児の心身健全なる発達に必要な事項」など、養護的側面を重視した独自の保育要項が盛り込まれた。

この件からも、幼稚園と託児所では、子どもの普段の生活と保護者の教育ニーズが大きく異なっていて、同様の理念と方法で保育を実践しづらかった当時の状況が理解できる。そしてこのような違いから、幼稚園の相談はあくまで「教育相談」という位置づけであって、小学校を含む学校の様式を踏襲しており、子ども理解と保護者の学校教育的関心に応えるのがその目的だった。一方の保育所では、子育てに悩む保護者が主な対象であることから、「相談支援」に近い相談が行われていた。

1948（昭和23）年、文部省は幼稚園に向けて保育内容に関する指針「保育要領」を、これに対して厚生省も1950（昭和25）年に「保育所運営要領」を刊行し、保育所の意義や目的、役割などを明示した。保育の内容については「乳児の保育」「幼児の保育」「学童の指導」「家庭の指導」に分けられ、それぞれに保育項目があげられた。幼児の保育では自由遊びを一日の指導計画の中心に位置付け、家庭の指導でも保護者への養育指導が念頭に置かれており、戦前の託児所的子ども・保護者観が継続していたことがわかる。

## 2) 保育者の業務としての相談支援

こうした経緯から、保育所にはさまざまな背景や問題を抱えた子どもや家庭への福祉的関わりの蓄積があるので、1970年代頃から地域の子育て家庭への支援を実施することもあった。保育所の保護者に対する相談業務取り組みの歴史は、教育施設である幼稚園に比して長い。1984（昭和59）年に「保育所等における乳幼児健全育成相談事業」が創設され、保育所が本格的に相談事業を開始するようになる。1994（平成6）年には「緊急保育対策等5カ年事業」が策定され、各市町村に子育て家庭の支援拠点を設置する地域子育てセンター事業が創設された。

だが、子どもや家庭への支援実績をもたない新施設の設置には当然無理がある。とりわけ、家庭内や近隣に育児に関する相談相手がなく、孤立化し悩んでいる保護者の場合、これまで慣れ親しんだ既存の施設でなければ、相談に行くのも容易ではない。そのため、1997（平成9）年に改正された児童福祉法の第48条の3（当時は第48条の2）において、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」と規定することで、保育所に対し、努力義務として保育相談業務を課したのである。

2001（平成13）年の児童福祉法再改正では、同法第18条の4において、「保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を業とする者をいう」と規定され、保育士の業務として乳幼児の保育だけでなく、子育てについての相談を受けて指導を行うことが法的に義務づけられた。

2009（平成21）年4月施行された保育所保育指針では、保護者支援が重点項目の1つとされ、第6章は保護者支援、すなわち「保育所における保護者に対する支援の基本」「保育所に入所している児童の保護者に対する支援」「地域の子育て家庭に対する支援」について記載されている。

2012（平成24）年8月制定の子ども・子育て関連3法が2015（平成27）年4月から施行され、2006（平成18）年10月に成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正された。同法の成立当初、政府は幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の幼保一体型施設（認定こども園）の増加を見込んでいたが、あまり普及しなかった。改正では幼保連携型のみ「幼保連携型認定こども園」という単独の施設となり、2014（平成26）年4月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が作成された。

同要領では「(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援」と「(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」に分けて、保護者支援業務が記載されている。

2018（平成30）年4月施行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をみると、多様化する保護者への適切な対応と相談支援力が、保育者の新しい専門性として期待されていることがわかる。

幼稚園教育要領では、第3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に「幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努める」とある。

保育所保育指針では、保育所を利用している保護者に対する子育て支援において「(1) 保護者との相互理解」「(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援」「(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援」に分けて支援業務が記載されている。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、第4章第1の子育ての支援全般に関わる事項での記載に加え、第2の幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援では「(8) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること」とある。そして地域における子育て家庭の保護者等に対する支援でも「(3) 幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること」とあるように、相談支援は保育教諭にとって重要業務の一つとして位置付けられている。

### 3) 相談支援の分類

子育てに悩む保護者の増加、近隣に親戚も友人もない孤立化した子育て家庭などが問題になっている。また、子育てに不安を感じている保護者が、子育て以外のさまざまな問題を抱えていることも多い。最近の保護者の抱える問題や保護者理解については、久保山ら（2009）が「気になる子ども」「気になる保護者」についての調査を行っている<sup>5)</sup>。

調査では、①コミュニケーションに関する項目「保育者の話が伝わらない」、「子どものことや必要なことを話さない」、②保護者の養育態度に関する項目「子どもに対して過保護、過干渉」「子どもに対して乱暴」「子ども観や子どもの見方が気になる」、③保護者が抱えている問題の項目「保護者の病気や病的な状態」などを分析している。ここでも保護者支援の大切さと難しさ、さらには多岐に及ぶ事例の複雑さがわかる。

先述したように、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において保護者に対する相談支援業務が正式に規定されたこともあり、保育者は保護者に対する理解を深める必要がある。子育て不安をはじめ、悩みをもった保護者に対応するときは、バイステックの7原則、カウンセリングマインドなどの言葉に代表される心構え、受容と共感的態度、コミュニケーション技術などが求められる。

保育現場における相談支援を大まかに分けると、①子育て一般及び発達に関する相談、②気になる保護者へのガイダンス及びカウンセリング、③園や保育者に対するクレーム対応に分類される。

①は従来からよく行われていた支援で、子育て相談会を定期的に開催したり、生活発表会などの行事に合わせて実施したりすることがある。

②の気になる保護者の中には、コミュニケーションがうまく取れない自閉症、読み書きなど特定分野の習得が困難な学習障害、注意力に欠け動きの激しい注意欠陥多動性障害、自閉症に近いが知的障害のないアスペルガー症候群など、発達障害の問題を抱えたまま親になった保護者も含まれるので、支援にあたっては、保護者の全人的な理解をめざす姿勢が求められる、すなわち、表面的な言動だけではなく、生活背景や生き立ち、さらには複雑な人間関係についてまで留意することが大切である。

③のクレームは「保護者対応」とも言われ、ほとんどの保育者が経験している。ときに起こる理不尽なクレーム

ム背景には、園と保護者間の信頼関係の不足、保護者の心身の健康や経済的困窮、家庭問題があることも多い。クレームという形を取りながら、じつは保育者に助けを求めている場合もある。

過去に子ども時代を安定的かつ子どもらしく過ごすことができず、そのまま保護者になった人も増えてきている。その結果、保護者自身が問題を抱え、家庭が安定した基盤になりきれないことは少なくない。そのような状況下で、子どもは家庭の不安定によって情緒面や行動面において大きな影響を受ける。

90年代以降、アダルトチルドレンという言葉が広く使われるようになった。この言葉はAdult Children of Alcoholics（アルコール依存症の親の元で育ち、成人した人々）という意味を表していたが、米国のソーシャルワーカー、クラウディア・ブラック（Claudia Black）の研究により、アルコール依存症の親の元で育った子どもだけでなく、家庭内に対立や不法行為、不適切な養育が恒常的に存在する機能不全家庭（Dysfunctional Family）で育つ子どもにも同様の特徴的な行動、思考、認知傾向があることが指摘され、現在では子どもの成育に悪影響を与える親のもとで育ち、成長してもなお精神的影響を受けつづける人々のことを定義する言葉となっている。

②の気になる保護者の中にはアダルトチルドレンに該当する人が少なくない。このような精神的に不安定であったり、家庭にさまざまな問題を抱えたりする保護者に対しては、より細心な対応と配慮が求められる。相手の立場に立って、その人の考えや行動を共感的に理解しようとする心構え、すなわちカウンセリングマインドが重要である。

不安や悩みを持った保護者とコミュニケーションする際には、安心感、信頼感、及び自尊心を与える受容的かつ共感的な態度が基本である。受容的態度とは、相手の言葉に対して自分や世間の価値観や常識に照らして批判するのではなく、相手をありのままに受け入れようとする態度である。そして共感的態度とは、相手を評価するのではなく、相手とその世界を理解し、相手とともにいるような状態を築くことをいう。そして、保育者がカウンセリングマインドを持って保護者の気持ちを理解して話が聞けたとき、そのことが保護者にとって大きな支えになる。

このように、保護者を支えることの重要性が社会に認知され、それにとまなう新しい専門性が保育者に求められるようになった。その結果、保育士養成課程においては、2011年度入学生から「保育相談支援」が新設科目として導入された。

## 2. 保育者の専門性を前提とした相談技術とは

### 1) 保育相談支援の定義と内容

保育相談支援は、保護者支援の重要性が認識される以前から、福祉施設としての性格が強かった託児所・保育所において展開されてきたものである。さらに2008年の改定保育所保育指針、2011年の「保育相談支援（科目名）」の必修化を契機として、その独自性が認められつつあるが、保育相談支援の独自性とは、通常のカウンセリングやソーシャルワークとは異なり、保育の専門性を生かした保育士固有の保護者支援という特性にある。

柏女ら（2009～2011）<sup>(67)(8)</sup>の調査研究は保育相談支援の代表的なものであり、保育相談支援をソーシャルワークとケアワーク技術との比較によってその独自性を詳細に検討し、体系化を企図している。この研究では、既存の保育の専門性を前提として、保育相談支援の活用技術、展開過程等について詳細な分析を行っているが、この方面における研究に与えた影響として、保育相談支援が子どもの存在を前提とし、保育と一体となって展開されるという特性を明らかにしたことがあげられる。

だが、やはり保育相談支援の全体的イメージが曖昧なことも事実であり、そのため養成校においてはこの科目で教えるべき内容を個別に整理して、いかに効率よく教授するかが議論になっている。徳広（2014）<sup>(9)</sup>は、「保育相談支援」における望ましい教授法を検討した結果、「保育者養成の教科目には演繹的に教員が受講生に教授することが多いが、受講生に気づきを促すために帰納法的に教授することも十分効果がある」と考えて、まずは受講生に保護者への「おたより」作成に取り組みせ、数多くの「例」を集め、受講生の「気づき」から結果

を導くという帰納法的教授法を提唱している。

亀崎 (2015)<sup>10)</sup>は、主に保育所において活用され、保育所と家庭という子どもにとっての2つの生活の連続性を支えるために重要な役割を果たしてきた「連絡帳」に着目し、そのやりとりが、「子どもの育ちを支えるだけでなく、保育士と保護者をつなぐ重要なコミュニケーションツール」でもあることから、これを保育の専門性を生かした保育相談支援の一つの技法としてとらえた。受講生にじっさい連絡帳を作成させて保育相談支援を体験的に学習させるという様式は、徳広の演繹的教授法と重なる点が多い。

また、保育相談と保育カウンセリングという用語が養成校で使用されているが、そもそも前者は保育所の相談業務全般を指し、後者は現場におけるカウンセリング技術の応用という意味を持っている。保育カウンセリングという言葉は、中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(2005)に具体的施策の中で、子育て支援の推進や幼稚園等施設における地域の人材活用として保育カウンセラーの例があげられたことから広がったと思われる。

カウンセリングに関する基礎的知識の理解は、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」(2016～)でも「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」の目標とされていることから、保育相談支援の基礎理論及び技術としてとらえられていることがわかる。

一方、飯長 (2009)<sup>11)</sup>は、保育相談における両側面、すなわちカウンセリングとガイダンスとの比較検討を行っているが、その中で保育者の助言指導(ガイダンス)の方をより支持している。保育相談を保育の専門性を前提としつつも、カウンセリング心理学の文脈に位置付けていきたい「検討会」の流れとは一線を画している。

## 2) 幼稚園と保育所の保育相談支援のとらえ方

平成30年度施行される幼稚園教育要領では、第3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項において「家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てると意識が高まるように」と保護者意識の方向性について述べた上で、「幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努める」と幼稚園が保護者支援の拠点になることが記述されている。

平成30年4月1日施行の新しい保育所保育指針においては、「1 保育所保育に関する基本原則(1) 保育所の役割」で「ウ保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」「エ保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。」とし、さらに「(2) 保育の目標」では「イ保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。」とされている。

いずれも保護者を支える相談業務の重要性を認識した内容であるが、幼稚園教育要領と保育所保育指針とでは、保護者支援に関する記述の具体性や詳細についての違いがみられるが、これは戦前からの幼稚園と保育所の成立と発展経緯の違いを反映している。

幼稚園とは異なり、保護者に対する助言や支援が必要なケースがほとんどであった保育所において、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもに対する支援だけでは問題の根本的解決にならなかった。保護者も含めた子どもの福祉を図るといった観点が不可欠だったのである。

このような理由から、子どもの心身の健全な発達をめざすために、子どもの支援とともに保護者に対する支

援を行うための理論と技術の習得が必要とされ、相談援助・支援関連科目の設置が求められた。

一方、幼稚園教諭養成課程カリキュラムでは、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が加わったのは、教育職員免許法及び同施行規則が施行されてから49年経った1998年の改訂時である。保育士養成課程では、早期の段階から保護者支援に関する科目の重要性が議論されていて、1948年の児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」(児発第105号)に「ケースワーク」「グループワーク」の科目設置が認められている<sup>12)</sup>。その後の保育士養成課程の改定の中でも同科目設定がほぼ存続していることから、保護者支援が保育士の専門性として早くから認識されていたことがわかる。

幼保一元化の議論が活発になり、幼稚園教諭免許と保育士資格の両取得が就職時に求められるようになったので、取得に必要な総単位数は削減化の方向に向かった。幼稚園と保育所どちらかを志向するような独自性の強い科目は減り、幼稚園と保育所、そして認定こども園とそれぞれの内容を含めて教授する科目が増えた。

幼稚園教育要領と保育所保育指針の改定同様、どちらかといえば保育士養成課程のカリキュラムの方が幼稚園教員養成課程の改訂に合わせる方向で進んでいった感がある。だが相談援助・支援関連科目の位置づけと内容は、それぞれの養成課程のねらいを強く反映したまま存続しているのが特徴である。保育士養成課程の保育相談支援は、保護者を含めた家庭、子育て支援の視点が強く、ソーシャルワーク志向であり、保護者の子育て不安や悩み、社会動向に対して敏感であるという特徴がある。幼稚園のそれは、カウンセリングマインドを持って子どもや保護者を支援及び面談するのが目的で、そのための基礎的な心理学、とくにカウンセリング理論や技術の習得を目指す内容になっている。

### 3) 幼稚園教諭、保育士養成課程における相談援助・支援関連科目

まず、教職課程における授業科目として「教育相談」のこれまでの位置づけについて述べる。「教育相談」は「教育に関する問題について、本人、親、担当教師などと面接し、科学的な知識や技術を備えた専門的カウンセラーによる評価、指導、助言の過程。」と定義されている<sup>13)</sup>。その歴史は古いが、「第二次大戦後アメリカのガイダンス、学校カウンセリングがわが国に入ってくるまでは、進路相談、しつけ相談、学習相談が中心であった<sup>14)</sup>ことから、長らく文部省の立場において生徒指導が教育相談の上位概念であるとされている<sup>15)</sup>。

幼稚園教員養成課程においては、1998年の改定をもって「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が新たな教科目と位置づけられた。「教育相談」というこの教科目は、教育職員免許法施行規則第6条の備考6において、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むもの」として設置されることになった<sup>16)</sup>。

しかし、従来の「生徒指導」やカウンセリングをベースとした「面談」の手法を取得するための科目としての色合いが強く、保育士養成課程における「相談援助」科目に含まれる「家庭支援」「保護者支援」の視点はあまり考慮されていないといえる<sup>17)</sup>。

平成27年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を契機に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催され検討を行うこととなった。教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。幼稚園教諭の相談援助・支援に関する科目は、同検討会(平成29年11月17日)の資料「教育課程コアカリキュラム」の中で「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」である「幼児理解の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」それぞれの科目の目標が記載されている。



## 資料1

## 幼児理解の理論及び方法

全体目標：幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じるつまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

## (1) 幼児理解の意義と原理

一般目標：幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

到達目標：1) 幼児理解の意義を理解している。

2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。

3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

## (2) 幼児理解の方法

一般目標：幼児理解の方法を具体的に理解する。

到達目標：1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。

2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。

3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。

4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。

## 資料2

## 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

全体目標：教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。

幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識（カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む）を身に付ける。

## (1) 教育相談の意義と理論

一般目標：学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標：1) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。

2) 教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

## (2) 教育相談の方法

一般目標：教育相談を進める際に必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解する。

到達目標：1) 幼児、児童及び生徒の不応答や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。

2) 学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。

3) 受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

## (3) 教育相談の展開

一般目標：教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標：1) 職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。

2) いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。

3) 教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。

4) 地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

この資料からもわかるように、教育相談の対象としては子どもが主である。保護者支援の観点は「幼児理解の方法」の到達目標4)に「保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。」とあるにすぎない。また、カウンセリング心理学の知識や技法、態度を身につけることが重視される一方でソーシャルワークの視点は抜け落ちている。このように今回のコアカリキュラムにおいても、幼稚園教諭に求められる「保育相談支援」の教育的ねらいと意義及び内容は、従来とほとんど変わっていないといえるだろう。

保育士養成課程においては、すでに早い段階から保護者支援に関する科目の重要性が認識されていた。「ケースワーク」「グループワーク」の2科目が必修科目だったように、社会福祉的観点から保育士養成カリキュラム

を検討してきた歴史がある。

保育士養成課程検討会（2010）では、保育との関連で相談援助の内容や方法を学習することが重要であるとの考えから、「保育士が保護者に対する保育に関する指導に当たるため、その保育実践において活用できる内容を教授するために『保育相談支援』を新設した。」としている。保育士養成課程における相談援助・支援関連科目の教授内容は、保護者支援を行うための福祉的な援助技術を含んでいる。

幼稚園教員養成課程のコアカリキュラムの議論と並行して、「保育士養成課程検討会」では、今後の保育士に必要となる専門的知識及び技術を念頭に置きつつ、保育士養成課程を構成する教科目（名称や授業形態、単位数に加え、目標や教授内容を含む）の見直しに向けた検討が行われている。第8回検討会（平成29年10月4日）の資料「保育士養成課程等の見直しに向けた検討状況について」では、相談援助・支援科目である「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」等の内容充実や再編、「子育て支援」に関する教科目の検討等が「論点4」として取り上げられた。

資料3

論点4	
保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という視点に立った、関連する教科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」等）の内容充実や再編、「子育て支援」に関する教科目の検討	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への対応については、総合的な力を養うことが重要である。</li> <li>○対人援助に関する科目は増えてきたが、重複している部分や充実する内容を整理する必要がある。</li> <li>○子どもに関する支援、保護者支援、地域子育て支援に関する各教授内容の充実を図るべきである。</li> <li>○子育て家庭や保護者に対する理解を深めるとともに、子育てにおける親同士の協働を支援する視点が必要である。</li> </ul>
見直しの方向性（案）	<p>（1）子育て家庭への支援に関する内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「子どもの育ちの支援」に関する教授内容を充実させる観点から、関連する教科目の教授内容（※）を体系的に整理した上で、子育て家庭への支援に関する中心的な科目を新設することが必要ではないか。</li> </ul> <p>（※）子どもとその家庭の理解、子育て家庭への支援に関する保育士としての基本姿勢や支援の内容、対人援助の技術など。</p>
見直しの方向性（案）	<p>1 子育て家庭支援に関する基礎的な理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者と連携した「子どもの育ちの支援」に当たっては、より深く対象を理解した上で、支援の充実を図ることが重要であるため、関連する教科目の教授内容を再編整理し、内容の充実を図ることが必要ではないか。また、教授内容等に即して、教科目名を変更することが適当ではないか。</li> </ul> <p>《対応案》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教科目名の変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭支援論（講義2単位）」→「子ども家庭支援論（講義2単位）」</li> </ul> </li> <li>○教授内容の集約整理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の支援に必要な知識の基礎的な理解を促進するため、現行の教科目「相談援助」「保育相談支援」の教授内容のうち、保護者支援の基本となる事項（保育士としての基本姿勢や支援の内容など）について、現行の教科目「家庭支援論」の教授内容と統合し、新たな教科目「子ども家庭支援論」の教授内容として集約整理する。</li> <li>・なお、現行の教科目「家庭支援論」の教授内容のうち、「家庭の意義と機能」等については、新たな教科目「保育の心理学」（論点3（2）1関係）へ移行することにより、子ども及び保護者・家族・家庭の理解について、一体的に習得させる。</li> </ul> </li> </ul>

見直しの方向性(案)	<p>2 子育て支援に関する具体的・実践的な内容の充実</p> <p>○子育て支援の実践重視の観点から、関連する教科目における保育士による具体的な支援に係る目標や教授内容について、再編し整理することが必要ではないか。また、当該再編に伴い、「子育て支援」に係る教科目を新設することが適当ではないか。</p> <p>《対応案》</p> <p>○教科目の再編 ・「相談援助（演習1単位）」「保育相談支援（演習1単位）」→「子育て支援（演習1単位）」</p> <p>○教授内容の再編整理・現行の教科目「相談援助」及び「保育相談支援」の教授内容のうち、保護者支援の基本的な事項については、新たな教科目「子ども家庭支援論」（論点4（1）1参照）に移行した上で、子育て支援の実践的な事項（相談援助における基本姿勢や方法論、援助の過程、事例検討など）については、新たな教科目「子育て支援」の教授内容として整理統合する。</p>
------------	---

ここでは、「主な意見」で「子どもに関する支援、保護者支援、地域子育て支援に関する各教授内容の充実を図るべき」とあるものの、「見直しの方向性（案）」では「子どもの育ちの支援」に関する教授内容を充実させるためには、「子育て家庭への支援に関する中心的な科目を新設することが必要」としている。つまり、子どもの育ちの支援に最も有効な策は保護者支援である、という立場をとっている。そのためには教科目の再編が必要であり、現行の「相談援助」と「保育相談支援」の基礎的な事項を「子ども家庭支援論」に移行して、子育て支援の実践的な事項を教授する新たな教科目「子育て支援」（演習1単位）を設けようとしている。

これまでは、相談援助で基礎的な援助技術、保育相談支援で保育所の特性を活かした実践的事項を教授してきた経緯がある。保育士養成課程における相談援助で、ソーシャルワークの基本や相談援助の技法など、現場において必要とされる相談援助技術の基礎を学んだ。保育相談支援では、保育所の特性を活かした支援を理解し、日常的な実践の場における保護者に対する相談支援の技法、保護者の受容と共感的な接し方、クレーム対応などについて学ぶのが通常だった。同科目は、保育士養成課程において保護者の支援を重視し、より実践的な知識と技術の習得をめざす教科目として存在した。

しかし、新しい教科目「子育て支援」では、子育て支援の実践的な事項を教授内容とするというねらいから、これまでの保育相談支援から「基本的事項」がなくなるとしているが、実践重視の教授内容例として取り上げられている「事例検討」を教授内容上、基礎か応用かに区分するのは無理がある。

また、基礎的内容に区分された科目を十分に理解して授業に臨む学生ばかりではないので、担当者には臨機応変な教授内容の変更が求められることはよくある。それに家族の問題、現代の子育て事情や保護者の姿については、一般教養や他の専門科目でも基本的な常識として取り上げられることも少なくない。したがって、基本的事項の学習機会を「子ども家庭支援論」に一任するのは現実的ではない。

教授内容の基礎から応用という体系化を図る上で「保護者理解」に関する授業に項目立ての必要性があるのもわかるが、それが教授内容の制限になるのはいかがなものだろうか。高等教育機関としての性格上、担当教員の自由裁量の余地も充分に残しておくべきである。

ともあれ、幼稚園のコアカリキュラムにおける相談支援関連科目の内容と比べて強い独自性を保っていることがわかる。検討会の審議提唱する新カリキュラム案は、社会福祉的援助技術と方法論を重視しつつ、子どもの幸福な育ちには家庭的安定と保護者の親としての人間的成長が必須であるという信念から、日常の子どもに対する保育実践（ケアワーク）以上に、家庭・子育て支援（ソーシャルワーク）スキルを重視した保育士養成を目指しているのが特徴である。

### 3. 保育相談支援をいかに教授するか

#### 1) 教育支援と子育て支援

文部科学省と厚生労働省の保護者観だけでなく、幼稚園・保育所で勤務する保育者の間にも日常感じている

保護者の状況において温度差があるが、「保護者との連携」は、幼稚園教員・保育士両養成課程において大切にされている。しかしこれまでは、実態に沿った保護者のニーズや抱える問題を理解するための、もしくは学習すべき具体的内容が示されていなかったように思われる。理由としては相談援助対象の実態が幼稚園と保育所で異なっていたことがあげられよう。

2018年以降、これまでの教科目「保育相談支援」の教授内容は、幼保同時取得を目的として一科目のみ開講する場合、幼稚園教員に必要な「子ども理解の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」、そして保育士に必要な「子育て支援」の内容を含んだものになる必要がある。新科目名称は各大学で異なると思われるが、キーワードである「子ども理解」と「子育て支援」、文科省と厚労省の相談支援に対する考え方の違いなどを含むため、決定には苦慮することが予想される。

両省それぞれが意図する科目の教授内容と目指す保育者像の食い違いなどから、文科省より平成31年度保育士養成課程改正科目「子育て相談」との統合化は困難と判断されると、養成校では幼稚園教員養成課程において「幼児理解と教育相談（仮）」のような新名称科目の開講が必要となる可能性もある。しかしながら、保育士資格取得には改正科目である「子ども家庭支援論」「子育て相談」が必修になるので、幼保同時取得が2017年現在の「保育相談支援」「相談援助」「子育て支援論」の3科目から、2018年以降の科目統合によって「子ども家庭支援論」と「保育相談支援」の2科目になるとの予想もあったが、共通開設が難しいとなれば「幼児理解と教育相談（仮）」を加えた3科目となるだろう。

文科省にとって厚労省が推す「家庭支援論」と「子育て支援」は、ソーシャルワーク的な内容を多く含んだ科目であるため、心理カウンセリングを教育相談の基礎理論、技術として位置付けたい文科省の意向と相違があるのも理由の一つであろう。

いずれにしても、昨今の社会的な問題となっている虐待事例など相談援助を行う対象、つまり保護者に対する理解とさまざまな支援形態についての学習を深める必要がある。

全体としてみれば、幼稚園は通園する子どもと保護者に比較的均質性があり、子育てに深刻な困難性を感じている保護者の割合がそれほど多くない。そのため家庭における保護者の子ども理解のための教育支援が中心となっている。「教育支援のための保育相談」は、保護者と家庭の健全性を前提に成立している節がある。実際には精神疾患に罹患している保護者や、家庭的な問題を抱えた保護者もいるのだが、どの様な対応を行うのかについては教授内容としてあげられていない。

しかしながら、保育相談支援が幼稚園教員養成課程と保育士養成課程で別開講することになったとしても今後は認定こども園に移行する幼稚園の増加などで、子どもや保護者の姿も多様化し、困難や諸問題を抱えた保護者に対応する機会も増えてくる。それに子育て困難な家庭が増加しているという社会状況からみても、保育士資格を取得しない幼稚園教員養成課程の学生であれ、教授する際にはそのような保護者に対する理解を深められるような工夫や授業の組み立てが必要になるだろう。

保育所保育には、そもそも家庭だけでの子育てには無理があり、地域が一体となって子育てを分担するべきとする「子育ての社会化」という理念がある。さらに保育所はその中核的施設であることから、その対象も地域全体の保護者と子どもであると拡大してとらえ、地域の子育て支援や保育所に通っていない子どもたちの保護者に対する支援についても「相談援助」、「保育相談支援」等の科目の中で取り上げてきた。

保育所は子どもの心身の健全な発達を保障するために、地域の子育て家庭に対する支援を重視しているが、要は「子育て支援＝子育ての社会化」ということなのである。

幼稚園教育要領においても、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすことが求められているが、幼稚園教員が地域とどのように連携し、保護者たちにどのような子育て支援をするのか、といった具体的な内容は示されていない。代わりに文部科学省の示す教職科目の趣旨においては、三者面談や懇談会といった生徒指導に派生する印象が強い。また、先述したコアカリキュラムにも「学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。」「受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。」とあるように、教授内容には初歩的なカウンセリング心理学の知識と技術が必須とされる。

このように幼稚園教員養成課程と保育士養成課程で求められる「保育相談支援」の教授内容には保護者観や支援対象、方法論などで違いがある。それを踏まえつつ、多様な背景を持つ保護者、それに対応するためのさまざまな支援方法について学んでいくことが大切である。子ども時代がまだそれほど遠い過去ではない学生たちにとって、子どもの気持ちを想像したり理解しようと努めたりすることは容易かもしれないが、子どもの親になったことのない学生たちにとって、保護者を理解するのは容易ではないだろう。保育相談支援を学ぶ意義は、子どもの保育と保護者支援が同一線上にあることを知るところにある。

## 2) 子育て支援の実践的事項における「事例検討」の活用

地域や家庭の子育て力の脆弱化にともなって、保育のプロである幼稚園教諭や保育士に新しい役割が改めて明記されるようになった。保育相談支援は、保護者への保育指導及び相談支援のための技術を学ぶために開設された科目である。

だが、保育者を目指す学生の大部分は、保護者への興味関心を子どもに対するほどは持っていない。保護者支援の重要性は知っているが、それよりは子どもと関わる時に役立つ保育技術の方に目が向きがちである。子育てを支えるカウンセリングやソーシャルワーク技術への関心、親の子育ての悩みや不安への共感という点が乏しく、中でも多いのが、「子どもを心から愛し育てるのが親としての当然の義務」と考える学生である。

こうした学生たちに「事例検討」は有効な教授法である。模範となるような保育相談支援のための理論や技術を伝えるよりも、事例を紹介あるいは学生自ら事例を集め、そこから得られる「気づき」から理解を導くことをねらいとする。

徳広（2014）によると、保育相談支援の学びと伝承は「保育の現場において経験的になされてきたことが多く、そのノウハウも先輩から後輩へと受け継がれたり、場合によっては先例を参照しながらなされてきたことが多い」<sup>18)</sup> のが特徴であるという。何か模範的な理論に倣って対応を決めるのではなく、保育者が経験から学んだことをベースに臨機応変になされるのが現実の保育相談支援であった。

このことから、理論に先立ち過去の事例を検討するというスタイルによって、保育相談支援を効果的に学ぶことができると考えられる。

具体的には、保育現場での事例紹介とその検討、グループ討論などがあげられる。現場から保育者を講師として招いて話を聞く、学生自ら出向いて聞き取り調査するなど効果的である。そして近年増加している虐待事件なども検討すべきだろう。「大阪二児置き去り死事件」や「厚木市幼児白骨化事件」などは世間に大きな衝撃を与えただけでなく、親類縁者の支援を受けられず地域社会でも孤立していた加害者（保護者）の存在、児童相談所やその他福祉機関の対応が十分でなかったことなどが明るみとなり、現代の子育て環境の脆弱さを反省し見直す契機にもなった。

これらの著作は保護者を事件の加害者としてただ断罪するのではなく、加害者の生い立ちを始めそれに至るプロセスを丹念に取材することで、読者に彼らの人生を再体験、ある種の共感を呼び起こすことに成功している。痛ましい事件であるが、それが決して異常ではなく自分達にも起こり得る可能性を感じ取ることで、現代の悩める保護者の理解、そして相談支援が保育者の重要な業務と確信することにつながる。

子育て経験がなく、また子ども好きで保育への理想に燃えた学生ほど、愛情より子育て不安を強く抱えた、ましてや子どもを虐待する保護者の気持ちなど、とうてい理解できないかもしれない。事例検討を通して多様な見方ができるようになると、保護者を理解し支援しようという気持ちが生じてくる。

相談支援に対する幼稚園（文科省）と保育所（厚労省）の考え方の違いは根深いものがある。保育指導と保護者支援、カウンセリングとソーシャルワーク。教育と福祉、こうした対立があって、平成30年度以降、これまでの保育相談支援も新しい科目名称となり内容も再構成されようとしている。しかしながら、保育者の保護者理解と支援力の重要性は今後も変わることなく課題となり続ける。養成校では幼児理解と子育て支援の両方に長けた保育者養成にこれからも尽力していかなければならない。1892（明治25）年、東京女子高等師範学校附属幼稚園分室によって開設されたが、簡易幼稚園の設置はこの一例のみに終わった。

- 1) 1892 (明治25) 年、東京女子高等師範学校付属幼稚園分室によって開設されたが、簡易幼稚園の設置はこの一例のみに終わった。
- 2) 一般には新潟静修学校附設託児所を指すが、1885 (明治18) 年、フランスのド・ロ神父 (Marc Marie De Rotz, 1840-1914) が長崎に「出津託児所」を開設している。施設はその後も存続し、出津愛児園として現在に至る。
- 3) 農繁期託児所の創始者。村の尼僧の協力を得て「下味野子供預かり所」を開設した。
- 4) 華族女学校附属幼稚園に勤務していた野口と森島は、通勤途中に見る路上の子どもと幼稚園に通う上流階級の園児との落差に心を痛めていた。幼児教育の必要性を力説する彼女らの訴えに多くの寄付が集まり、二葉幼稚園は誕生した。
- 5) 久保山茂樹、齋藤由美子、西牧謙吾、當島茂登、藤井茂樹、滝川国芳 (2009) 「『気になる子ども』『気になる保護者』についての保育者の意識と対応に関する調査-幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言-」『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』No.36.p.65.
- 6) 柏女霊峰・有村大士他 (2009) 「子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークとケアワークの体系化に関する研究 (1) 児童福祉施設における保育士の保育相談支援 (保育指導) 技術の体系化に関する研究 (1) 保育士保育士の技術の把握と施設保育士の保護者支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』No.46.pp31-84.
- 7) 柏女霊峰・有村大士他 (2010) 「子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークとケアワークの体系化に関する研究 (2) 児童福祉施設における保育士の保育相談支援技術の体系化に関する研究 (2) 保育所保育士と施設保育士の保育相談支援技術の抽出と類型化を中心に」『日本子ども家庭総合研究所紀要』No.47, pp.63-85.
- 8) 柏女霊峰・有村大士他 (2011) 「児童福祉施設における保育士の保育相談支援技術の体系化に関する研究 (3) 子ども家庭福祉分野の援助技術における保育相談支援の位置づけと体系化をめざして」『日本子ども家庭総合研究所紀要』No.48, pp.1-37.
- 9) 徳広 圭子 (2014) 「指定保育士養成校における「保育相談支援」の教授法-帰納法的演習の試み-」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』No.46 pp.41-50.
- 10) 亀崎美沙子 (2015) 「保育士養成課程における「保育相談支援」の教授法に関する検討-保育相談支援の一形態としての連絡帳に着目して-」『松山東雲短期大学』vol45.
- 11) 飯長喜一郎 (2009) 「保育者の保護者支援とカウンセリング」『家庭教育研究所紀要』No.31, pp.21-45.
- 12) 中原大介 (2011) 「保育士養成課程・幼稚園教員養成課程における相談援助科目の教授内容の研究-「教育相談」を中心として-」『大阪健康福祉短期大学紀要』No.10 pp.92-93.
- 13) 高野清純他編(1994)『学校教育相談 カウンセリング事典』p.177.
- 14) 生田純子 (1993) 「学校教育相談の動向-専任カウンセラーの学校への導入を巡って-」、『東海女子大学紀要』No13 p.101.
- 15) 文部科学省 (2009) 「教職課程認定申請の手引き」 p.255. 文部科学省の見解では「生徒指導の諸側面には、学習指導、進路指導、教育相談等が含まれる。」とある。
- 16) 教職に関する「教育相談」関連の科目は「小学校、中学校、又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。」と規定されている。幼稚園教諭では「幼児理解の理論及び方法」が生徒指導と進路指導の部分に対応する。
- 17) 中原 前掲書 p.95.
- 18) 徳広 前掲書 p.43.

# Some problem of counseling support in curriculum of kindergarten and nursery school teacher training college : Difficulties of curriculum integration

Masahiko KAKUNO

There are some different ideas in kindergarten and nursery school in the contents of counselling support from different of development process in Japan. For example, Parents of kindergarten's children have high income relatively, for that purpose kindergarten teacher often guides child's development and friend relation in parents and advises. Such advice is educational, not welfare-like. In fact, kindergarten teachers tend to provide support pointed after elementary school entrance. On the other hand, nursery school teacher has supported a difficult home with poverty and parent sickness. It's difficult to integrate a kindergarten and nursery school in teacher education. It's in the way to be different from concept and practice at kindergarten and nursery school in counselling support.

**Key Words:** counseling support, kindergarten, nursery school, teacher training college, curriculum revision